

入札公告兼入札説明書

(件名)

令和 8 年度航空機騒音に係る環境基準地域類型指定範囲の
見直しに係る基礎調査委託

(神奈川県環境農政局環境部環境課)

(令和 8 年 9 月 29 日公告)

神奈川県環境農政局総務室

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和8年9月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

この入札公告兼入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続等については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによるものとする。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>

1 業務内容

(1) 業務名

令和8年度航空機騒音に係る環境基準地域類型指定範囲の見直しに係る基礎調査委託

(2) 業務内容及び契約の条件等

入札公告兼入札説明書及び仕様書、契約書（案）によります。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。
- (3) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 談合の事実が無いこと。
- (5) 神奈川県入札参加資格者名簿において、営業種目「調査業務委託」及び「情報処理業務委託」に登録されている者であること。
- (6) 神奈川県入札参加資格者名簿において、営業種目「調査業務委託」及び「情報処理業務委託」の格付け要件として「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (7) 作業責任者として、計量法に基づく環境計量士（騒音・振動関係）の資格を有する者を選任できる者であること。

- (8) 作業責任者として、Lden（時間帯補正等価騒音レベル）の騒音コンター（等騒音線図）作成の実務経験を有する者を選任できる者であること。
- (9) 過去5年間に、国・地方公共団体において、基地関連施設又はその周辺地域での航空機騒音測定を実施し、遅滞なく履行した実績があること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階
機関名 神奈川県環境農政局総務室経理グループ 担当：松尾
電話番号 045-210-4031（直通）
ファックス番号 045-210-8844
メール keiri@pref.kanagawa.lg.jp

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加者希望者は、「かながわ電子入札共同システム」により、競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者となりますので注意してください。

5 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時

令和8年10月6日（火）午後5時00分

(2) 競争参加資格確認通知書発行日

令和8年10月8日（木）

(3) 本入札に関する質問及び回答

質問期限 令和8年10月6日（火）午後5時00分まで

質問期限までに「かながわ電子入札共同システム」により行ってください。

質問文面には社名、質問者名、連絡先等を記さないでください。

回答日 令和8年10月8日（木）

「かながわ電子入札共同システム」により閲覧に供します。再質問は認められません。

※質問しなかった方も必ず確認してください。

(4) 入札書提出期間

令和8年10月13日（火）午前8時30分から午後8時00分まで、及び

令和8年10月14日（水）午前8時30分から午後5時00分まで

(5) 開札予定日時

令和8年10月15日（木）午前10時00分

※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

6 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日を除く。）の午後5時00分までに2（7）から2（9）までに定める要件を満たしていることを確認できる書類を3の所属宛に持参又はメール若しくはファックスで送付してください。入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

（2）落札者決定通知

落札者決定通知は、6（1）により落札者が決定した後に行います。

7 その他

（1）入札保証金

免除します。

（2）入札に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

（3）入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札の条件に違反した入札

イ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた入札

（4）入札書の提出に関する事項

ア 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により提出してください。

イ 入札参加者は、消費税法及び地方税法に基づき、課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額として入力してください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算してください。

なお、入札金額の**100分の110**に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

（5）入札の回数

入札の回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

再度入札を行う際の日時は次のとおりとします。

ア 再度入札入札書提出期間

令和8年10月15日（木）午後1時00分から午後8時00分まで、及び

令和8年10月16日（金）午前8時30分から午後3時00分まで

イ 再度入札開札予定日時

令和8年10月16日（金）午後3時30分

（6）疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3に記載する所属に対し、説明を求めることができます。また、所属からの説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日以内に、知事に対して再苦情の申立てを行うことができます。

（7）入札内訳書の提出

落札者は速やかに内訳書を書面にて3の所属あて直接又は郵便等により提出してください。

（8）契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえで各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。「電子契約の導入について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号 231-8588

所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階

機関名 神奈川県環境農政局総務室経理グループ 担当：松尾

電話番号 045-210-4031（直通）

（9）入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

（10）業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(11) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

8 電子入札に関する問合せ先

コールセンター（平日午前9時00分～午後5時00分）

電話 0120-921-182（フリーコール）

くじ引きの方法について

- 1 同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の審査順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)
- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝**落札者**」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。